

※公認サークル規約になります。  
必ず一度お読み頂き、自宅等で大切に保管  
してください。

## 大阪産業大学学生自治会公認サークル規約

### 第一条（定義）

学生自治会（以下本会）が認める本会公認サークル（以下公認サークル）は本会会則並びに本会執行委員会規則に定めるほか次の各号に定めるとする。

1. 本会会員が自分達の独自の目的を持って自由に行動する集団。
2. 本会が指定する書類を提出し、本会に認められた集団。
3. 本会会員が五名以上在籍しておりかつ、代表者及び副代表者各一名をおく。
4. 本会会員は大阪産業大学短期留学生及び大学院生を除くものとする。

### 第二条（権利）

本会の認めた公認サークルは独自の目的を持って自由に行動する集団である。

従って、その活動に際しては必要な経費を本会から受け取ることができない。

ただし、本会会長が認める場合はこの限りではない。

### 第三条（責任）

活動中の事故、怪我等に関しては、本会は一切責任を負わない。

### 第四条（所属）

公認サークルは、本会執行委員会総務局に所属する。

### 第五条（代表者会議）

本会の認めた公認サークルの代表者は公認サークル間等の諸問題の解決並びに意見交換を行う会議に参加しなければならない。この会議は本会が任意で実施するものとする。

会合に無断で欠席した場合は、第八条三号に基づき、処分することがある。

### 第六条（提出書類）

本会が指定する書類の様式については、以下の各号に定めるものとし、その他については、本会会長が指定したものとする。

なお、提出した書類に変更等が生じた場合は本会に届け出なければならない。

1. サークル活動届出書
2. サークル構成員名簿
3. 年間活動方針及び活動実績報告書

### 第七条（継続）

公認サークルを継続する場合は、本会が指定する時期に継続手続きをしなければならない。

## 第八条（昇格）

公認サークルの同好会・同志会等への昇格においては、以下の条件を満たす場合のみ関係各団体に昇格案を提出することができる。

1. 昇格申請年次に本会会員が五名以上在籍していること。
2. 昇格申請年次に顧問が就任していること。
3. 昇格申請年次までに公認サークルが三年間継続して活動していること。
4. 本会の活動に参加していること。
5. その他、本会会長が許可する場合。

## 第九条（解散）

公認サークルにおいては、以下の条件に合致した場合解散となる。

1. 本会が指定する時期に継続手続をしない場合。
2. 解散届を提出した場合。
3. その他、本会会長が必要と認めた場合。

第二項 解散届の様式については本会会長が指定したものとする。

## 第十条（施行期日）

本規約は平成十一年五月二十九日より有効とする。

施行 平成十一年五月二十九日

一部改正 平成十二年一月八日

平成十三年四月一日

平成十四年四月一日

平成二十二年十一月一日

平成二十八年六月二十二日

平成三十年十一月二十六日

令和三年七月二十一日